

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を 改正する省令案

関係資料

- 資料4－1 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（要旨）
- 資料4－2 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
- 資料4－3 高年齢者雇用状況報告書様式（案）

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を 改正する省令案について（要旨）

1. 趣旨

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の整備を行うもの。

2. 内容

（1）特殊関係事業主（第 4 条の 3 関係）

法第 9 条第 2 項に規定する、厚生労働省令で定めることとされている特殊関係事業主について規定するもの。

（2）再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲（第 6 条関係）

法第 15 条に定める再就職援助措置等の対象となる者について、継続雇用制度の対象者を限定する基準が廃止となることから、その見直しを行うもの。

（3）高年齢者雇用状況報告書（様式第 2 号関係）

改正法により、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止されたことから、高年齢者雇用状況報告書の様式について、所要の整備を行うもの。

3. 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日



厚生労働省発職高1002第1号
平成24年10月2日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 三井 辨雄

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特殊関係事業主

一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十八号。以下「改正法」という。）による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業主は、次に掲げる者とする。

- (一) 当該事業主の子法人等
 - (二) 当該事業主を子法人等とする親法人等
 - (三) 当該事業主を子法人等とする親法人等の子法人等（当該事業主、(一)及び(二)に掲げる者を除く。）
 - (四) 当該事業主の関連法人等
 - (五) 当該事業主を子法人等とする親法人等の関連法人等（(四)に掲げる者を除く。）
- 二 一に規定する「親法人等」とは、次の(一)から(三)までに掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、財務

上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(一) 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この二において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

(二) 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次のイからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつ

て当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

八 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

二 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

(三) 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められ

る者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、（二）からホまでに掲げるいづれかの要件に該当するもの

三 一に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

四 一に規定する「関連法人等」とは、次の（一）から（三）までに掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

（一） 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる

子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この四において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

(二) 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次のイからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるもの、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが

できることが推測される事実が存在すること。

- (三) 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すること同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、（二）イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

第二 再就職援助措置等の対象となる高年齢者等の範囲

法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由を、改正法附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第九条第二項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことその他事業主の都合とすること。

第三 高年齢者雇用状況報告書

改正法の施行等に伴い、様式第二号を改めるものとする。

第四 その他

一 施行期日

この省令は、平成二十五年四月一日から施行するものとする。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

公共職業安定所コード番号

(公共職業安定所で記入すること)

(改正案)

高年齢者雇用状況報告書

正

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成 年 月 1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿 平成 年 月 日

事業主	(フリガナ) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)		(フリガナ) 代表者氏名 (法人の場合)					
	住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)		電話番号 () FAX番号 ()					
事業の種類	産業分類番号	事業の具体的内容	労働組合の有無	イ あり 口 なし	雇用保険適用事業所番号	-	-	
	定年制の状況	定年	イ 定年なし 口 定年あり(定年年齢 歳)					
継続雇用制度の状況	定年の改定予定等	イ 改定予定あり(平成 年 月より 歳) 口 廃止予定あり(平成 年 月に廃止) ハ 改定又は廃止を検討中 ニ 改定・廃止予定なし						
	継続雇用制度	イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている a 継続雇用先 (イ) 自社 (ロ) 親会社・子会社等(以下「子会社等」という) (ハ) 関連会社等 b 対象 (イ) 希望者全員を対象 歳まで雇用。 更に基準に該当する者を 歳まで雇用。 基準の根拠(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は(イ)に記入 (ロ) 基準に該当する者を対象 歳まで雇用。 基準の根拠(a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) 口 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)						
継続雇用制度の導入・改定予定	イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(平成 年 月より) 内容((イ) 経過措置の基準の廃止 (ロ) 新規導入 (ハ) 上限年齢の引上げ (ニ) その他) 口 継続雇用制度の導入・改定を検討中 ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし							
70歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況	イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を70歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている。(上限年齢を規定していない場合を含む) 口 上記イの制度を就業規則等に定めていない。 ((イ) 導入予定あり (ロ) 検討中 (ハ) 70歳以上まで雇用する慣行がある (ニ) 予定なし)							
常用労働者数(うち女性)	総数	~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳~69歳	70歳~
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
過去1年間の離職者の状況(うち女性)	解雇等による45歳以上65歳未満の離職者数 人(うち女性 人) うち求職活動支援書を作成した対象者数 人(うち女性 人)							
過去1年間の定年到達者等の状況(うち女性)	(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (e))	(b) 定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f) 継続雇用の終了による離職者数		
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
過去1年間の改正法に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の適用状況(うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b) + (c) + (d))	(b) 継続雇用終了者数(継続雇用の更新を希望しない者)	(c) 継続雇用者数(基準に該当し引き続き継続雇用された者)	(d) 継続雇用終了者数(基準に該当しない者)				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
高年齢者雇用推進者	役職	氏名	記入担当者	所属及び役職	氏名			

事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況を報告しなければならないこととされています。(提出期限 7月15日)

(現 行)

高年齢者雇用状況報告書

正

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成24年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿 平成 年 月 日

Form containing sections for: 事業主 (Business Owner), 事業の種類 (Type of Business), 継続雇用制度 (Continuing Employment System), 70歳以上まで働ける制度 (System for working until 70+), and 雇用者数 (Number of Employees).